

幼児教育・保育の無償化について

問合せ／子ども家庭課 内線2450

10月1日から消費税が引き上げられることに伴い、下記対象者は幼児教育・保育に係る費用の一部または全額が無償となります。

対象者・対象範囲

幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育園、企業主導型保育園

0～2歳：住民税非課税世帯の利用料を無償化

3～5歳：すべての子どもたちの利用料を無償化

※新制度に移行していない幼稚園については、月額上限25,700円まで無償化

※企業主導型保育園は、標準的利用料を無償化

幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合は、月額上限11,300円まで無償化

認可外保育施設

0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯を対象に、月額上限42,000円まで無償化

3～5歳：保育の必要性があると認定された場合、月額上限37,000円まで無償化

※認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能

児童発達支援施設

就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちは、3～5歳児の利用料を無償化

※就学前の障がい児の発達支援と幼稚園や認可保育所を併行通園している場合、両方とも利用料を無償化

説明会の開催

幼児教育・保育の無償化についての説明会を開催します。

とき／9月1日(日) 10時～

ところ／市民会館

対象／市内在住の子育て世帯の人

定員／150人

申込み／不要

※事業内容の詳細については、市ホームページなどでお知らせします。

市・県民税の未申告者等に対するお尋ね文書の発送

問合せ／お尋ね文書…課税課 内線2151

プレミアム付商品券…プレミアム付商品券事業推進室 内線3221

市では、8月上旬に市・県民税の未申告者等と思われる人を対象に「平成30年の所得等に関するお尋ね文書」の発送を予定しています。市・県民税の申告内容は、国民健康保険税や各種手当などの算定基準にもなるため、市内居住者の被扶養者を除き、収入の有無にかかわらず申告が必要となります。

この申告が完了していないと課税・非課税証明書は発行できません。今回お尋ね文書がお手元に届いた人は、同封の申告書(回答)のご提出をお願いします。

今回のお尋ね文書には、プレミアム付商品券のご案内を同封しています

平成31年度住民税非課税者(住民税課税者と同一生計の配偶者や扶養親族、生活保護被保護者などを除く)はプレミアム付商品券の販売対象者に該当しますが、市・県民税の申告が済んでいない場合は販売対象外となりますのでご注意ください。

未申告者等とは

- ・前年の所得の有無が確認できない人
- ・税法上、どなたの扶養となるか確認できない人
- ・他市区町村において課税されている可能性のある人 など